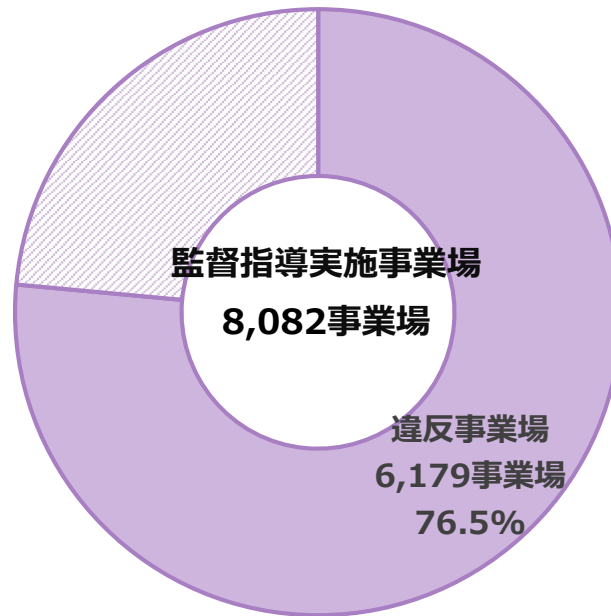


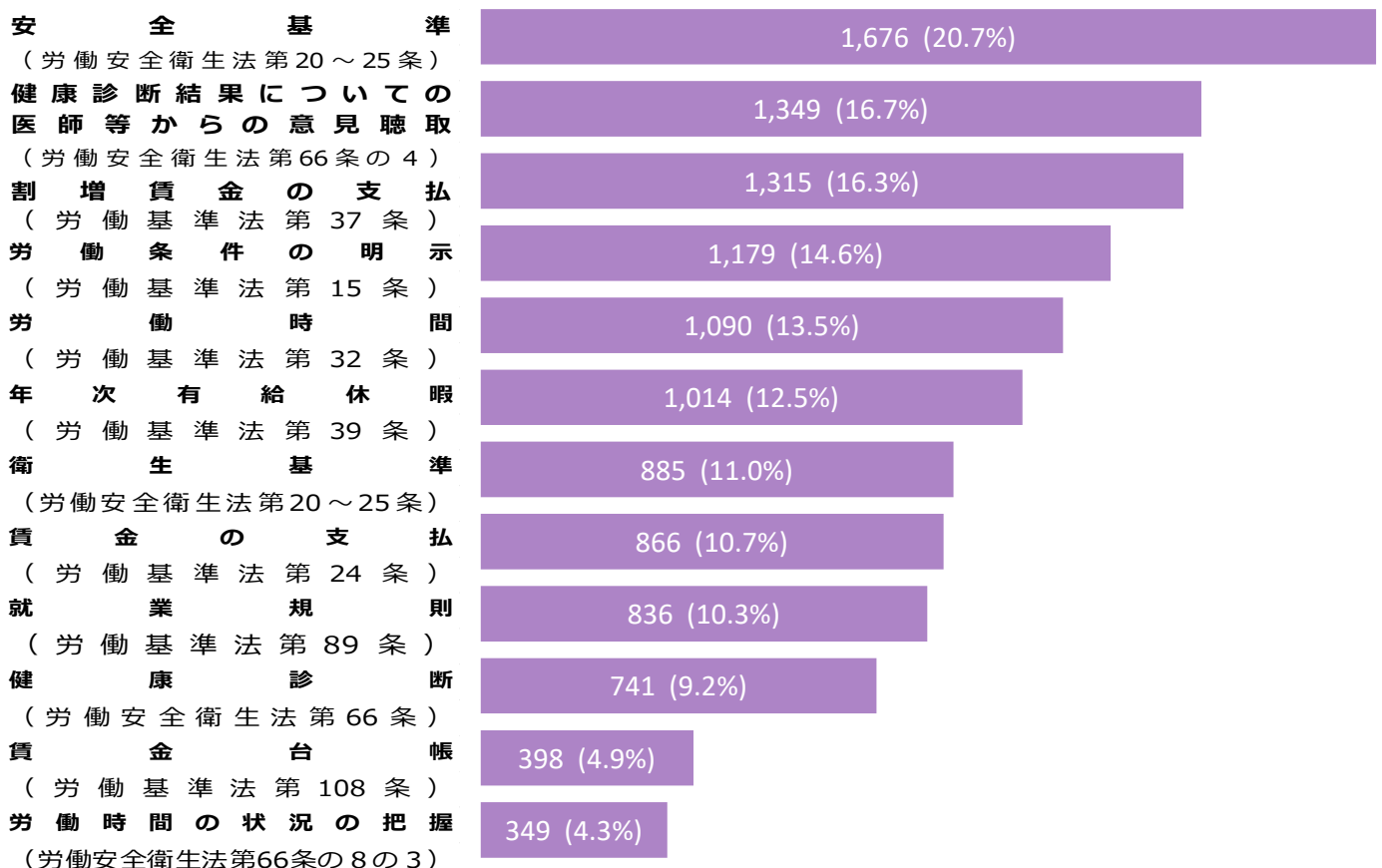
特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況

1 監督指導の状況

- (1) 令和7年に全国の労働基準監督署等において、特定技能外国人を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる**8,082事業場**（前年5,750事業場）に対して監督指導を実施したところ、その**76.5%**（前年76.4%）に当たる**6,179事業場**（前年4,395事業場）で同法令違反が認められた。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（20.7%）、②健康診断結果についての医師等からの意見聴取（16.7%）、③割増賃金の支払（16.3%）の順に多かった。



(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
食料品製造	1,399	1,065 (76.1%)	安全基準 546 (39.0%)	労働時間 180 (12.9%)	割増賃金の支払 176 (12.6%)
社会福祉施設	1,047	802 (76.6%)	割増賃金の支払 271 (25.9%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 240 (22.9%)	労働条件の明示 191 (18.2%)
工業製品製造	1,722	1,272 (73.9%)	安全基準 532 (30.9%)	衛生基準 478 (27.8%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 241 (14.0%)
建設	1,238	1,008 (81.4%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 296 (23.9%)	割増賃金の支払 250 (20.2%)	労働条件の明示 217 (17.5%)
飲食店	366	295 (80.6%)	労働時間 124 (33.9%)	労働条件の明示 84 (23.0%)	割増賃金の支払 83 (22.7%)
全業種	8,082	6,179 (76.5%)	安全基準 1,676 (20.7%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 1,349 (16.7%)	割増賃金の支払 1,315 (16.3%)

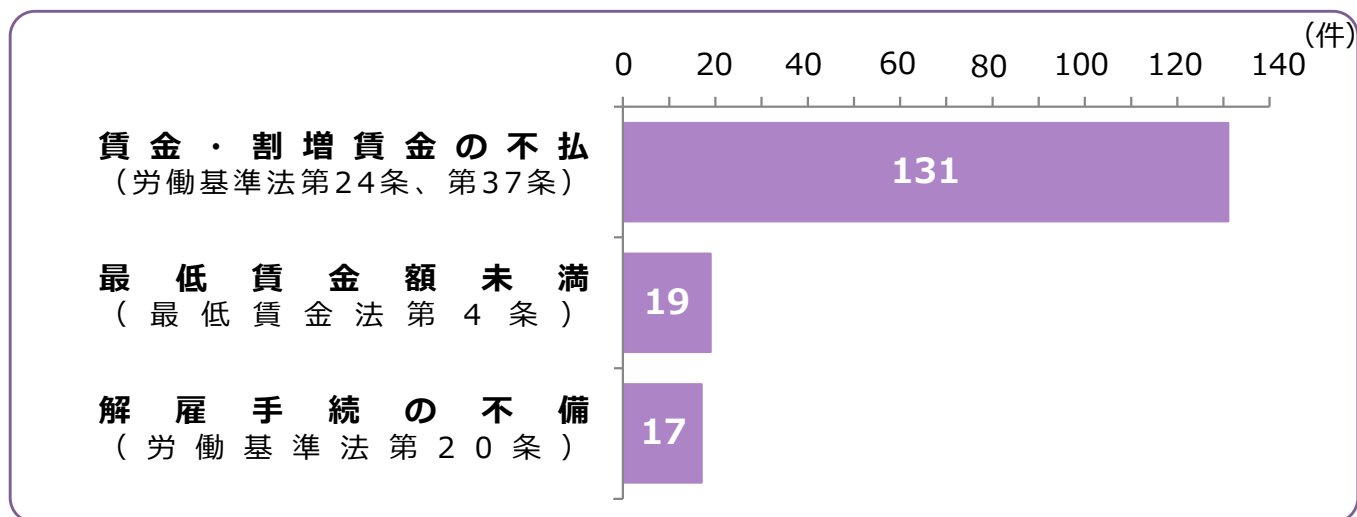
- ＜注1＞「主な業種」は、令和7年12月末時点における特定技能1号在留外国人が多い5分野（飲食料品製造分野、介護分野、工業製品製造分野、建設分野、外食業分野）に関連する業種について取りまとめたものである。
- ＜注2＞「主な業種」の内訳は以下のとおり。
 食料品製造・・・食料品製造業
 社会福祉施設・・・社会福祉施設
 工業製品製造・・・繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・製本業、窯業土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業
 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
 飲食店・・・飲食店
- ＜注3＞違反は事業場に認められたものであり、特定技能外国人以外の労働者に関する違反も含まれる。
- ＜注4＞違反事項は主なものであり、また、2つ以上ある場合は各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。
- ＜参考＞特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関の数は、令和7年末時点で62,996機関（法人等の数であり、事業場数とは異なる）。※出入国在留管理庁調べ

2 申告の状況

- (1) 令和7年に特定技能外国人から労働基準監督署等に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は**150件**であった。

主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払（131件）、②支払われる賃金額が最低賃金未満（19件）、③解雇手続の不備（17件）の順に多かった。

＜注＞申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



3 監督指導事例

事例 1

切断用の電動工具による労働災害が発生したことを契機に、安全対策等を指導

労基署の指導等

- 金属製品製造業の工場において、特定技能外国人が切断用の電動工具（カットソー）で太ももを切創する労働災害が発生したため、労働基準監督署が立入調査を行った。
- 災害が発生した作業についてリスクアセスメントの実施を指導した。
- 常時粉じん作業に従事する特定技能外国人に対して、じん肺健康診断を行っておらず、また、同工場内では、臨検時に、フォークリフト運転技能講習を修了していない特定技能外国人がフォークリフトを運転していたことから是正勧告した。

会社の対応

- 外国人労働者に対する安全衛生教育が十分に行き届いていなかったことから、リスクアセスメントを実施したうえで作業手順を見直し、その内容について母国語で教育を行うとともに、安全管理の徹底に努めることとした。
- じん肺健康診断を実施し、今後は定期にじん肺健康診断を実施することとした。

また、配置転換によりフォークリフト運転技能講習を修了した労働者を増員するとともに、フォークリフトを使用する作業内容と同講習修了者を表にして関係者に周知し、未修了者が運転することがないようにした。

事例 2

違法な長時間労働や有給休暇の未取得等を指導

労基署の指導等

- 飲食店を営む事業場に対して、労働基準監督署が立入調査を実施したところ、特定技能外国人に対して、特別条項付き36協定で定める特別延長時間まで労働時間を延長できる回数（6回）を超えて労働させていたため、是正勧告した。
- また、10日以上の子次有給休暇が付与された特定技能外国人について、1年以内に5日分の時季指定が行われていなかったため、是正勧告した。

会社の対応

- 勤務シフトの実績を週単位で確認していくとともに、現場で行っていた業務の一部を、本部のセントラルキッチンに移行し、1人当たりの業務量を軽減させ、時間外労働を削減した。
- 年次有給休暇の管理表の様式を全社的に変更し、取得日数を管理者が把握・管理しやすくし、また、現場管理者に労働法教育を実施し、取得を促すこととした。

事例 3

運転中の機械に手をはさまれる労働災害が発生したことを契機に、安全対策を指導

労基署の指導等

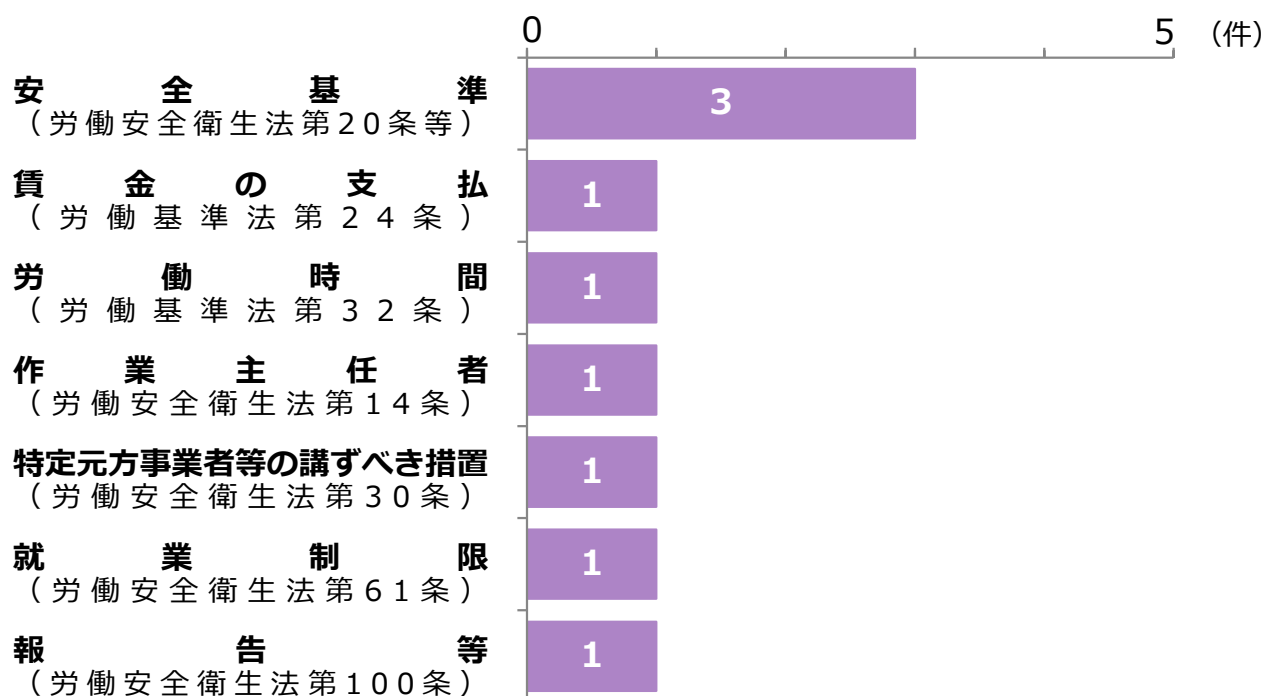
- 鉄鋼業の工場内で、特定技能外国人が鋳型を搬送する機械を調整する際に、同機械を停止することなく作業したことにより手を挟まれる労働災害が発生したため、労働基準監督署が立入調査を実施した。
- 機械の掃除、給油、検査、修理または調整の作業を行う場合に、機械が完全に停止したことを確認した後に作業を行うよう是正勧告を行った。
また、特定技能外国人に対しては母国語で作業手順を示して教育を行うよう指導した。
- 同工場では、直近半年間で3件の労働災害が発生させており、非定常作業等の予期せぬ事態の発生もありうることから、定期的な巡視を行い、作業者の作業状況や設備の状況を把握し、問題があれば直ちに改善するよう指導した。

会社の対応

- 上記災害時の作業を含む保全作業に関して、母国語を併記した掲示物による注意喚起と外部委託による安全教育を実施した。
- 安全衛生委員会開催時に安全パトロールを定期的に実施し、労働者の作業状況等を確認していくこととした。

4 送検の状況

- (1) 令和7年に全国の労働基準監督署等において、特定技能外国人に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反の事案として送検した件数は、**9件**であった。



- (2) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

36協定の上限を超えて時間外労働を行わせた疑いで送検

捜査経過

- 金属製品製造業の工場において、勤務する特定技能外国人に対して、長時間労働を行わせている旨の通報が寄せられたことを契機に労働基準監督署が立入調査を行ったところ、36協定で定める延長時間を超え、1か月当たり100時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせていたことが発覚した。
- 当該事業場では、過去にも違法な時間外・休日労働が認められており、法違反が繰り返されている実態を認めたため、労働基準監督署が捜査し、送検した。

被疑事実

- 法人及び代表取締役について

特定技能外国人に対し36協定の限度時間を超えて、労働者に時間外労働を行わせ、1か月当たり100時間以上、連続する複数の月を平均して1か月当たり80時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせたこと。

違反条文

労働基準法第32条（労働時間）違反
労働基準法第36条第6項（時間外及び休日の労働）違反

事例 2

無資格でフォークリフトの運転の業務に就かせた疑いで送検

捜査経過

- 食料品製造業の工場内において、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務に、運転資格を有していない特定技能外国人を従事させている旨の情報が関係行政機関から寄せられたことを契機に労働基準監督署が立入調査を実施した。
- フォークリフトの無資格運転に係る法違反が認められたことから、労働基準監督署が捜査し、送検した。

被疑事実

- 法人及び代表理事について

法令で定めるフォークリフト運転の資格（技能講習）を有していない特定技能外国人を最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務に就かせたこと。

違反条文

労働安全衛生法第61条（就業制限）違反
労働安全衛生法施行令第20条第11号（就業制限に係る業務）
労働安全衛生規則第41条（就業制限についての資格）

5 労働基準監督署等と出入国在留管理機関との相互通報の状況

- (1) 特定技能外国人の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署等では、出入国在留管理機関との間で、法令違反の相互通報や、合同監督・調査を実施している。
- (2) 令和7年に労働基準監督署等から出入国在留管理機関へ通報（※1）した件数は**502件**、出入国在留管理機関から労働基準監督署等へ通報（※2）された件数は**101件**である。
なお、法令違反を相互に通報する以外にも、強制労働等特定技能外国人の人権侵害が疑われる事案などについては、出入国在留管理機関との合同監督・調査を行うこととしており、**9**の事業場に対して実施した。

※1 労働基準監督署等から出入国在留管理機関へ通報する事案
労働基準監督署等において特定技能外国人を使用する事業場に対して監督指導を実施した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国在留管理機関から労働基準監督署等へ通報する事案
出入国在留管理機関において特定技能外国人を使用する事業場を調査した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案